平成２５年（フ）第１３号
徳島県阿南市長生町西方242番地　市営住宅１－５号
債務者　秋本　孝代
1　決定年月日時　平成25年５月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２５年（フ）第６号
高知県安芸郡芸西村和食甲4646番地２
債務者　杉藤　素史
1　決定年月日時　平成25年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２５年（フ）第４０号
福岡県飯塚市下三緒35番地231
債務者　山下ひろみ
1　決定年月日時　平成25年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第２２号
福岡県宮若市鶴田1692番地２
債務者　山本　美香
1　決定年月日時　平成25年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第２３号
福岡県宮若市鶴田1692番地２
債務者　山本　裕二
1　決定年月日時　平成25年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第２５号
福岡県直方市大字頓野2642番地８
債務者　山田　太一
1　決定年月日時　平成25年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第５８８号
北九州市八幡東区枝光３丁目14番27号
債務者　甲斐　美恵
1　決定年月日時　平成25年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２２１号
北九州市八幡西区日吉台３丁目22番18号
債務者　松岡　咲名（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成25年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２２６号
北九州市小倉南区蒲生４丁目12番14号
債務者　有田　眞人
1　決定年月日時　平成25年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６３号
佐賀県杵島郡白石町大字辺田1055番地
債務者　溝口　恵子
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第９７号
宮崎県東諸県郡綾町大字北俣1204番地
債務者　横山由紀恵
1　決定年月日時　平成25年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１７６号
千葉県松戸市三矢小台５丁目９番地の15
債務者　石原　京子（旧姓白井）
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２１９号
千葉県野田市木間ケ瀬730番地267
債務者　田中　米子
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２４１号
千葉県柏市高田1009番地６　山口ビル303号
債務者　坂口　寿夫
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１４４号
北九州市八幡西区幸神３丁目11番50号　201
債務者　木下　育美（旧姓田島）
1　決定年月日時　平成25年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６３５号
名古屋市名東区牧の原３丁目502番地　近藤第５ビル401号
債務者　松原　孝二
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７０３号
愛知県弥富市佐古木４丁目582番地　朝日荘211
債務者　阿部香奈絵
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２８号
熊本県荒尾市増永104番地１
債務者　木下　康範
1　決定年月日時　平成25年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
熊本地方裁判所玉名支部